

実地指導について

改正の背景

平成18年4月の介護保険法改正により、指定事務及び監督事務等の規程が以下のとおり変更となりました。

- 新たに市町村が地域密着型サービス等の指定及び監督事務を実施
- 市町村の介護サービス事業者等への立入権限の付与
- 指定の更新制の導入
- 指導監督に関して勧告、改善命令等が追加

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されたことにより、介護サービス事業者等の業務に従事する者に対しても、高齢者への身体的、心理的、経済的等の虐待防止について適切な対応が求められます。

改正内容

実地指導

改正介護保険法の柱である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、関係書類を基に、実地に指導を行います。なお、実地指導の際に著しい運営基準違反が認められ、利用者に生命の危険がある場合、または、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査に変更します。

監査

人員、設備及び運営基準等の指定基準違反であると認められる、報酬請求指導の際に不正が確認され悪質な請求と認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

〈実地指導の標準的なスケジュール〉

事前	○事業所へ通知 日時、担当者、準備すべき書類等を通知
当日	午前 ○運営指導Ⅰ（利用者の生活実態の確認） 事前に作成依頼しておいた「行動障害のある利用者」リストを用いて、事業者から聞き取り及び事業所内の見回りによる利用者の生活実態を確認します。 ○運営指導Ⅱ（サービスの質に関する確認） 虐待防止・身体拘束廃止の取り組み状況や個別ケアプランを含む「一連のプロセス」等、サービスの質の状況について、ヒアリングにより確認します。
	午後 ○報酬請求指導 自己点検しておいた「各種加算等自己点検シート」及び加算算定に係る関係書類を用いて、事業者の加算等にかかる考え方や実施状況、請求内容について確認します。 報酬基準の誤った解釈等により不適切な請求が行われていた場合は、適切な取扱いについて指導するとともに、過去の請求分について過誤調整を行います。なお、悪質な不正請求が行われていると確認された場合には、直ちに「監査」に切り替えます。
事後	○実地指導結果通知 改善を要すると認められる事項が確認された場合や介護報酬について過誤調整を要すると認められた場合は、文書により改善等を指導します。 ○事業所からの報告書の提出

※「各種加算等自己点検シート」は市のHPに掲載していますので、ご活用ください。

